

# 定 款

笹徳印刷株式会社

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、笹徳印刷株式会社と称し、英文では、Sasatoku Printing Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 紙類及び包装資材の製版、印刷、加工並びに販売
- (2) 出版物並びに宣伝広告媒体等の企画、編集、製作、販売
- (3) 産業財産権、音楽、写真、映像、美術文芸、コンピューターグラフィックスに関する著作権等の知的財産権の取得管理及び譲渡
- (4) 催事等の展示、内装、電気装飾、建築の企画、設計施工
- (5) 室内外装飾品、日用雑貨品、印刷材料等の製造、加工、販売及びこれらの梱包、発送
- (6) 情報技術による情報通信、情報処理及び情報提供等の情報サービス事業並びにソフトウェアの企画、開発、製作、編集及び販売
- (7) 印刷、包装加工関連機器の企画、設計、製造、販売及びリース業
- (8) 自動車、電気機器などに関する工業部品の企画、制作、製造及び販売
- (9) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県豊明市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2, 474万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

(任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当することができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(定款変更重要事項)

昭和 25 年 7 月 5 日	定款認証。
昭和 26 年 7 月 25 日	商法一部改正により更改。
昭和 28 年 6 月 26 日	発行する株式の総数を 116,000 株とする。
昭和 37 年 7 月 19 日	発行する株式の総数を 464,000 株とする。
昭和 38 年 12 月 10 日	本店移転、商号変更
昭和 39 年 3 月 19 日	発行する株式の総数を 1,600,000 株とする。
昭和 44 年 5 月 20 日	定款全文変更、発行する株式の総数を 3,840,000 株とする。
昭和 50 年 8 月 20 日	商法一部改正により更改。
昭和 56 年 6 月 18 日	発行する株式の総数を 12,000,000 株とする。
昭和 57 年 9 月 22 日	商法一部改正により更改。
昭和 58 年 9 月 28 日	公告の方法を変更。
昭和 60 年 9 月 24 日	目的の一部変更。
平成 4 年 4 月 1 日	商号の変更。
平成 14 年 9 月 24 日	商法、商法特例改正により更改。
平成 18 年 9 月 25 日	会社法対応により更改。
令和元 年 9 月 26 日	目的の一部変更。 監査役会設置の新設。 株式発行に関する規定の削除。 株主名簿管理人の新設。 株式取扱規定に移設する規定の削除。 株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更。 株主総会における特別決議に関する規定の新設。 取締役及び監査役員数の上限の設定。 取締役会の書面等による決議方法の新設。 顧問及び相談役選定に関する規定の削除。 取締役及び監査役の責任免除に関する規定の新設。 中間配当を行うことを可能とする規定の新設。
令和 5 年 4 月 14 日	監査等委員会設置会社への移行に伴う監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設。 監査役および監査役会に関する規定の削除。 重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設。 会計監査人の選任に伴う規定の新設。 その他、規定の整備および文言の加除、修正。
令和 5 年 7 月 14 日	電子公告を採用する規定の新設。 発行可能株式総数を変更 (24,740,000 株)。 株式の譲渡制限規定および相続人等に対する売渡しの請求規定を削除。



株式の譲渡制限規定のある会社のみ認められた規定を削除。  
自己株式の取得を取締役会の決議によって行えるよう規定を  
新設。

当社株式の流通単位を規定するため、単元株制度を採用する  
規定を新設。

単元未満株式についての権利を規定。

振替株式を発行している会社となった日から、電子提供措置を  
とれるよう規定を新設。なお、効力発生日を規定した附則は効  
力発生後、削除されるものとする。

議事録については会社法および会社法施行規則に詳細に規定  
されていることから削除。

剰余金の配当等が実施できるよう決定機関を取締役会と定め  
る規定を新設。

その他、文言の削除・追加・修正。

附則第2条を削除

令和5年9月11日